

鳥取県告示第356号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月15日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
岩美町 岩美町長 榎 本 武利	岩美郡岩美町 大字浦富675- 1	岩美町国民健康保険 岩美病院	岩美郡岩美町大字浦 富652	介護予防居宅療養管 理指導 介護予防訪問リハビ リテーション	平成16年4 月29日